

地方独立行政法人京都市立病院機構競争的資金等の適正管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）における競争的資金等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的資金等 国，地方公共団体等から研究機関に配分されている資金等をいう。
- (2) 不正 故意又は重大な過失による競争的資金等の交付の決定内容若しくは付した条件に違反した使用をいう。

(責任と権限)

第3条 法人の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者，統括管理責任者，コンプライアンス推進責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、競争的資金の運営及び管理に関して法人全体を統括し、その最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営、管理及びコンプライアンス教育について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、経営企画局長をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、病院における競争的資金等の運営、管理及びコンプライアンス教育について推進する責任と権限を持つものとし、経営企画課長をもって充てる。

(不正防止計画)

第4条 最高管理責任者は、法人における競争的資金等の不正防止計画として、次の各号

を定める。

- (1) 不正防止の基本方針
- (2) 不正防止体制
- (3) その他、不正防止に必要な事項

(不正防止計画推進部署)

第5条 不正防止計画推進部署に経営企画課を充てる。

(相談窓口)

第6条 競争的資金を得て行う研究事業に関わる構成員からの競争的資金等の使用手続きに係る相談窓口を経営企画課に置く。

(不正告発窓口)

第6条 競争的資金を得て行う研究事業に係る内外からの不正に関する告発等を受け付ける窓口を総務課に置く。

- 2 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容を精査し、調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。
- 3 最高管理責任者が、調査を必要と判断した場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会の設置に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。
- 4 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象となっているものに対し、当該研究費の使用停止を命ずることとする。
- 5 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、並びに不正使用の相当額等について認定する。
- 6 法人は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について協議しなければならない。
- 7 不正があった場合の懲戒処分については、就業規則に定めることによる。

(内部監査)

第7条 法人内に内部監査部門を設置し、事務局担当部長をこれに充てる。内部監査部門は、コンプライアンス推進責任者と協働して監査し、最高管理責任者に直接報告を行うものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準じる。

附 則

この要綱は、平成27年2月25日から施行する。